

同窓会規約

(名称)

第1条 この会の名称は大阪府立吹田支援学校 同窓会「ごきげんよう」という。

(目的)

第2条 この会の目的は、会員相互の連絡を密にして、心のふれあいを深め、その日常生活の質の向上をはかる。

(事業内容)

第3条 第2条の目的を達成するために、下記の事業をおこなう。

- (1) 卒業後の諸問題について、会員相互の情報交換
- (2) 会員相互の親睦を深めるための行事
- (3) 学校行事への参加
- (4) 在校生保護者（PTA会員）との情報交換と連携

(会員)

第4条 本会は、大阪府立高槻養護学校吹田分教室及び大阪府立吹田支援学校高等部の卒業生とその保護者をもって会員とする。

(本部・事務局)

第5条 本会の本部は、大阪府立吹田支援学校におき、事務局は本校の教員があたる。

(役員)

第6条 本会に次の役員をおく。

会 長	1名（卒業生1名）
副会長	1名（卒業生1名）
書 記	1名（保護者1名）
会 計	1名（保護者1名）
会計監査	2名（会長・会計の保護者の方1名ずつ）

(役員の仕事)

- 第7条
- (1) 会長は、会を代表し会をまとめる。
 - (2) 副会長は、会長を助け、会長が不在の時には会長にかわっておこなう。
 - (3) 書記は、会員名簿の整理や庶務一般をおこなう。
 - (4) 会計は、会費の出納をおこなう。
 - (5) 会計監査は、本会の会計を監査する。
 - (6) 口座は、本校の進路部教員が管理する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、2年とし再任をさまたげない。

(役員の仕事)

第9条 役員は、卒業時に卒業生の保護者・生徒より選出し、総会で承認を得るものとする。

る。なお、欠員が生じた場合のみ補充する。

(顧問)

第10条 大阪府立吹田支援学校長を顧問とする。

(特別会員)

第11条 大阪府立吹田支援学校の職員、大阪府立高槻養護学校吹田分教室に在籍した職員は、特別会員とする。

(総会)

第12条 毎年1回(1学期の日曜参観日)に総会を開き役員改選、行事等をおこなう。
総会の開催が困難な場合は吹田支援学校HPに議題を掲載する。

(行事)

第13条 行事は、大阪府立吹田支援学校高等部の卒業生とその保護者が企画運営する。
教員は行事に必要な物品や会場準備等のサポートを行う。

(議決)

第14条 総会の議決は、出席会員の過半数とする。
HPに議題が掲載された場合は、役員と会員の議題の確認をもって議決とする。

(会計)

第15条 本会は、会員の会費及び寄付をもって運営する。
ただし、必要に応じて臨時に会費を集めることができる。

(会費)

第16条 会費は3年時に3,600円を積み立てて終身会費とする。

(規約の変更)

第17条 規約の変更は、総会でおこなう。

付則(1) この規約は、平成11年度よりおこなう。

(2) 平成13年4月22日、5条・6条・9条・10条の条文変更をおこなう。
新規約は、平成13年度よりおこなう。

(3) 平成18年4月23日、6条・10条の条文変更をおこなう。
新規約は、平成18年度よりおこなう。

(4) 平成21年度より幹事を廃止する。それにともない幹事に関する10条、11条の条文改廃をおこなう。

(5) 平成31年4月21日、15条の条文変更をおこなう。
新規約は、平成31年度よりおこなう。

新3年生に関しては、納入及び返金をおこなわない。

新2年生に関しては、1,200円を3年時に納入する。

(6) 令和4年7月1日、3条・6条・7条・9条・12条・13条の条文変更をおこなう。新規約は、令和4年度よりおこなう。

(7) 令和6年4月21日、第13条を追加する。それに伴い、旧13条から旧16条は14条から17条に規約の番号を変更する。